

## 第一部 特別支援教育と教育課程



# I 特別支援教育の概要

## 1 特別支援教育の理念と基本的な考え方

### (1) 我が国の障害のある幼児児童生徒の教育をめぐる諸情勢の変化

#### ア 障害のある幼児児童生徒の教育の現状

障害のある幼児児童生徒の教育は、自立し社会参加する資質を培うため、一人一人の障害の種類や程度に応じて、盲・聾・養護学校（幼稚部・小学部・中学部・高等部）並びに小・中学校の特殊学級及び通級による指導において、きめ細かな教育が行われてきました。

近年、養護学校や特殊学級に在籍する児童生徒は増加する傾向にあり、通級による指導を受けている児童生徒も、平成5年度の制度開始以降増加してきています。平成17年5月現在、特殊教育の対象となる幼児児童生徒は約23万7千人（全体の約1.5%）であり、このうち、義務教育段階は約19万人（全学齢児童生徒数の約1.7%）となっています（表1参照）。

表1 義務教育段階の児童生徒就学状況

平成17年5月1日現在

全学齢児童生徒数	10,885,415人	(100.0%)
特殊教育を受けている児童生徒数	189,879人	(1.744%)
(内訳) 盲・聾・養護学校在学者数	54,330人	(0.499%)
特殊学級在籍者数	96,811人	(0.889%)
通級による指導を受けている児童生徒数	38,738人	(0.356%)
障害により就学猶予・免除を受けている者	91人	(0.001%)
(就学猶予・免除を受けている者の内訳)		
盲・弱視	1人	} 91人
聾・難聴	0人	
知的障害	19人	
肢体不自由	24人	
病弱・虚弱	47人	
児童自立支援施設・少年院	147人	
その他	2,198人	

また、盲・聾・養護学校の小・中学部においては、平成17年5月現在、約43.1%（肢体不自由養護学校においては約75.4%）の児童生徒が重複学級に在籍するなど、障害の重度・重複化に伴い、盲・聾・養護学校においては、福祉・医療・労働などの関係機関等との密接に連携した適切な対応が求められてきました。

一方、特殊学級や通級による指導の対象となっている児童生徒についても、関係機関と連携した学校全体での適切な対応、障害のない児童生徒との交流及び共同学習の促進や担当教員の専門性向上などが課題となってきました。さらに近年、医学や心理学等の進展、社会におけるノーマライゼーションの理念の浸透等により、障害の概念や範囲も変化してきています。平成14年に文部科学省が実施した全国実態調査では、小・中学校の通常の学級に在籍している児童生徒のうち、学習障害（LD）・注意欠陥／多動性障害（ADHD）・高機能自閉症により学習や生活の面で特別な教育的支援を必要としている児童生徒が約6%程度の割

合で存在する可能性が示されており、これらの児童生徒に対する適切な指導及び必要な支援は、学校教育における喫緊な課題となっていました。

## イ 障害者施策をめぐる国内外の動向

障害者施策をめぐる国内外の状況も、近年大きく変化してきています。

国内的な動向としては、「アジア太平洋障害者の十年（1993~2002年）」が始まることを契機として、平成5年12月に障害者基本法が公布されました。この障害者基本法は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し障害者の福祉を増進することを目的としています。平成16年6月に一部改正され、基本理念として障害者に対して障害を理由として差別その他の権利利益を侵害してはならない旨が規定されたほか、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習の積極的推進による相互理解の促進についても規定が設けられました。

また、平成15年度を初年度として10年間を見通した障害者関連施策の基本的な方向を盛り込んだ新しい「障害者基本計画」が平成14年12月に閣議決定され、この中において、障害のある子ども一人一人のニーズに応じてきめ細かな支援を行うために、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行うとともに、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、自閉症などについて教育的支援を行うなど教育・療育に特別のニーズのある子どもについて適切に対応することが基本方針として盛り込まれました。

さらに、平成16年12月に、発達障害に関し、早期発見や発達支援に対する国及び地方公共団体の責務を明らかにし、学校教育における支援や就労の支援を定めた発達障害者支援法が成立し、平成17年4月1日から施行されました。

次に、国際的な動向としては、1993（平成5）年に、国際連合総会において、障害のある人がそれぞれの社会の市民として、その他の人々と同じ権利と義務を行使できることを確保することを目的として、「障害者の機会均等化に関する標準規則」が採択され、スペインのサラマンカで開催された「特別なニーズ教育に関する世界会議」において、障害のある子どもを含めた万人のための学校を提唱した「サラマンカ宣言」が1994（平成6）年に採択されました。

また、1992（平成4）年に国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）が決議した「アジア太平洋障害者の十年」の最終年に当たる2002（平成14）年には、E S C A P 総会において我が国の主唱により、この「十年」がさらに10年延長され、同年10月に滋賀県で開催されたハイレベル政府間会合においては、インクルーシブでバリアフリーかつ権利に基づく社会に向けた行動課題「びわこミレニアムフレームワーク」が採択されました。

さらに、2001（平成13）年には、国際連合総会において、「障害者の人権及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約」決議案が採択され、この条約を策定するための作業が進められ、2006（平成18）年12月の国際連合総会において、「障害者権利条約」として採択されました。

## (2) 特別支援教育の理念と基本的な考え方

障害のある幼児児童生徒の教育を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、文部科学省に設けられた協力者会議から、これからの障害のある子どもの教育の在り方について各種の提言がなされています。

まず、平成13年1月の「21世紀の特殊教育の在り方に関する調査協力者会議」の最終報告では、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した障害のある子どもとその保護者に対する相談支援体制の整備、LD等の特別な教育的支援を必要とする児童生徒等の対応などについて、幅広い視点からの提言がなされました。さらに、平成15年3月には「特別支援教育の在り方に関する調査協力者会議」から「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（以下、「協力者会議最終報告」という）が出され、

- ① 盲・聾・養護学校を障害種にとらわれない学校制度（特別支援学校（仮称））にするとともに、地域の特別支援教育のセンター的機能を有する学校とすること
- ② 小・中学校における特別支援教育の体制を確立するとともに、特殊学級や通級による指導の在り方を見直すこと
- ③ 教員の専門性を強化するための免許制度の改善

などの制度的課題について、具体的検討の必要性が指摘されました。

これらの課題について検討するため、中央教育審議会初等中等教育分科会に特別支援教育特別委員会が設置され、平成17年12月に中央教育審議会から「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」（以下、「答申」という）が出されました。

その「答申」では、特別支援教育の理念と基本的な考え方について、以下のように述べています。

協力者会議最終報告では、特殊教育の果たしてきた役割や障害のある子どもの教育をめぐる諸情勢の変化を踏まえつつ、「特別支援教育」の理念と基本的な考え方が提言されている。

これまでの「特殊教育」では、障害の種類や程度に応じて盲・聾・養護学校や特殊学級といった特別な場で指導を行うことにより、手厚くきめ細かい教育を行うことに重点が置かれてきた。

「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、すでに述べたとおり、現在、小・中学校において通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒に対する指導及び支援が喫緊の課題となっており、「特別支援教育」においては、特殊教育の対象となっている幼児児童生徒に加え、これらの児童生徒に対しても適切な指導及び必要な支援を行うものである。

さらに、「答申」では、「従来の特殊教育が果たしてきた役割や実績を否定するものではなく、むしろ、これを継承・発展させていこうとするものである。したがって、特別支援教育は、

これまで特殊教育の枠組みの下で培われてきた教育水準や教員の専門性が維持・向上できるような方向で推進されることが必要である」と述べています。そして、「我が国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会である。その実現のため、障害者基本法や障害者基本計画に基づき、ノーマライゼーションの理念に基づく障害者の社会への参加・参画に向けた総合的な施策が政府全体で推進されており、その中で、学校教育は、障害者の自立と社会参加を見通した取組を含め、重要な役割を果たすことが求められている。その意味で、特別支援教育の理念や基本的考え方が、学校教育関係者をはじめとして国民全体に共有されることを目指すべきである。」と指摘しています。

この「答申」を踏まえ、平成18年6月に、特別支援学校制度の創設や小・中学校等における特別支援教育の推進、盲学校、聾学校、養護学校ごとの教員の免許状を特別支援学校の教員の免許状とすることなどを内容とする「学校教育法等の一部を改正する法律」が成立し、平成19年4月1日から施行されることになりました。また、この法律の成立を受け、改正の概要及び留意事項等について、平成18年7月に文部科学事務次官名で「特別支援教育の推進のための学校教育法等の改正について（通知）」（以下、「事務次官通知」という。）が出されました。さらに、平成19年3月には、学校教育法施行令や学校教育法施行規則などの関係の政省令等の改正が行われました。

## 2 特別支援学校の制度と役割

### (1) 特別支援学校の制度

#### ア 特別支援学校の法的な位置付け

障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を進めていく上で、また、障害の重度・重複化に対応するため、平成18年の学校教育法の改正により、これまで障害種別に設けられていた盲・聾・養護学校が、障害種別を超えた「特別支援学校」に改められました。

特別支援学校について、学校教育法第71条では、「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」と規定しています。

これは、これまでの盲・聾・養護学校と同様に特別支援学校が幼稚園、小学校、中学校及び高等学校と同一の教育（いわゆる通常教育）を行うとともに、障害に基づく学習上や生活上の様々な困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度を育成するための教育を行うことを示しています。

この特別支援学校では、基本的にはこれまでの盲・聾・養護学校の対象となっている5種類の障害種別（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱（身体虚弱を含む。）及びこれらの重複障害に対応した教育を行うことになっていますが、新たに「特別支援学校においては第71条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明示する」（学校教育法第71条の2）とされています。

特別支援学校の対象となる障害の程度等については変更はなく、これまでと同様学校教育法施行令第22条の3に定められています。また、就学の通知に当たっては、市町村の教育委員会はこれまでの専門家の意見の聴取に加え、保護者の意見も聴くものとされています。

なお、平成17年12月の中央教育審議会答申では、「協力者会議最終報告（「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（平成15年3月））では、特別支援学校において、例えば、「視覚障害部門」、「知的障害部門」等の「教育部門」を設けることが提言されている。この「教育部門」は、各障害種別ごとの指導の専門性を確保する観点から、これを設けることが有効であると考えられる。」と指摘しています。

## イ 特別支援学校の教員免許

平成17年12月の「答申」では、特別支援教育への移行を踏まえ、これまでの盲学校、聾学校及び養護学校ごとの免許状を特別支援学校教諭免許状とすることが提言されました。これを受け、平成18年6月に教育職員免許法が一部改正され、特別支援学校の教員免許状が創設されるとともに、大学等において修得すべき単位数等や必要な経過措置が定められました。

この免許状は、当該免許状の授与を受けようとする者の特別支援教育に関する科目の修得状況等に応じて一又は二以上の特別支援教育領域（学校教育法第71条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に関するいずれかの教育の領域）を定めて授与されることとなります。また、この免許状の授与を受けた者が、当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域に関する科目を修得等した場合には、当該免許状に新教育領域を追加して定めるものとされています。

なお、すでに盲学校、聾学校、養護学校の免許状を授与されている場合、例えば盲学校の場合、視覚障害者に関する教育領域、聾学校の場合、聴覚障害者に関する教育領域、養護学校の場合、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育領域を定めた特別支援学校教諭の免許状といったように、それぞれ対応する特別支援教育領域の免許状の授与を受けたものとみなされます（図1参照）。

## (2) 特別支援学校の配置と名称等

### ア 特別支援学校の配置

いかなる形態の特別支援学校を設置し、また、どのように配置していくかについては、設置者である都道府県等において、地理的な状況や各障害種別ごとの教育的ニーズの状況など、それぞれの地域の実情に応じたきめ細かい検討に基づいて判断されることとなります。その際、「事務次官通知」では、「児童生徒等ができる限り地域の身近な特別支援学校に就学できるようにすること、同一の障害のある児童生徒等による一定規模の集団が学校教育の中で確保され、障害種別ごとの専門的指導により児童生徒等の能力を可能な限り発揮できるようにすること等を勘案しつつ、児童生徒等の障害の重複化への対応という今般の制度改正の趣旨を踏まえ、可能な限り複数の障害種別に対応した教育を行う方向で検討されることが望ましい」とされています。

## イ 特別支援学校の名称

特別支援学校の名称については、その名称が普及・定着するまでには一定の期間を要すると考えられること、これまでの各障害種別における専門的指導の蓄積や、私立の学校が建学の精神に基づく特色ある教育活動を展開していることなどを踏まえ、主として特定の障害に対応する形態の特別支援学校については、引き続き「盲学校」、「聾学校」又は「養護学校」の名称を用いることも可能です。

### (3) センターの機能とその役割

#### ア センターの機能の法的な位置付け

平成18年の学校教育法の改正では、「特別支援学校においては、第71条の目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第75条第1項に規定する児童、生徒又は幼児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。」(学校教育法第71条の3)と新たに規定され、特別支援学校が地域の特別支援教育のセンター的機能を果たすことが、明確に位置付けられました。また、「事務次官通知」では、幼稚園や小・中学校等だけではなく、保育所や認定子ども園など他の機関等に対しても同様に助言・援助に努めるようにとされています。

センター的機能に関しては、平成11年に告示された盲・聾・養護学校学習指導要領において、例えば小学部・中学部の総則に「地域の実態や家庭の要請等により、障害のある児童生徒又はその保護者に対して教育相談を行うなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特殊教育に関する相談のセンターとしての役割を果たすよう努めること」との規定が示されました。この規定を受け、これまで盲・聾・養護学校では幼稚部などを中心として、教師の専門性や施設・整備を生かして、幼稚部に入学する前の乳幼児やその保護者に対する教育相談などの取組が進められてきました。

その後、「21世紀の特殊教育の在り方について(最終報告)」(平成13年1月)や「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」(平成15年3月)の提言を踏まえ、平成17年12月の「答申」で、次のような提言が行われました。

今後、地域において特別支援教育を推進する体制を整備していく上で、特別支援学校(仮称)は中核的な役割を担うことが期待される。特に、小・中学校に在籍する障害のある児童生徒について、通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒を含め、その教育的ニーズに応じた適切な教育を提供していくためには、特別支援学校が、教育上の高い専門性を生かしながら地域の小・中学校を積極的に支援していくことが求められる。また、今後、特別支援学校の機能として、小・中学校等に対する支援などを行う地域の特別支援教育のセンター的機能が一層求められる。

これを踏まえ、平成18年6月の学校教育法の改正により、特別支援学校のセンター的機能に関する規定が新たに設けられました。

## イ センターの機能の内容

センター的機能については、特にこれまで盲・聾・養護学校の幼稚部をもつ学校において、医療関係機関等との連携を図り、早期からの教育相談を充実してきました。また、就学前の教育相談や小・中学校等の児童生徒の教育相談や支援など、多くの学校が取組を進めてきました。

今後、特別支援学校は通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒等への対応も含め、地域の特別支援教育の中核的な施設として機能していく必要があります。

特別支援学校に期待されるセンター的機能として、平成17年12月の「答申」では、次のような例示を挙げています。

### ① 小・中学校等の教員への支援機能

個々の児童生徒の指導に関する助言・相談、個別の教育支援計画の策定に当たっての支援など

### ② 特別支援教育に関する相談・情報提供機能

地域の小・中学校等に在籍する児童生徒等や保護者への教育相談、幼稚園等における障害のある幼児への教育相談など

### ③ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能

小・中学校の児童生徒を対象とする通級による指導やいわゆる巡回による指導、就学前の乳児や幼児に対する指導・支援など

### ④ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能

個別の教育支援計画の策定の際の医療、福祉、労働などの関係機関等との連絡・調整など

### ⑤ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能

### ⑥ 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

特別支援学校では、これらの例示等を参考としながら、各学校の実情に応じた地域における特別支援教育のセンター的機能を果たしていくことが求められています。

## ウ センターの機能が有効に発揮されるための体制整備

今後、特別支援学校がセンター的機能を有効に果たしていく上で、次のような点が重要となります。

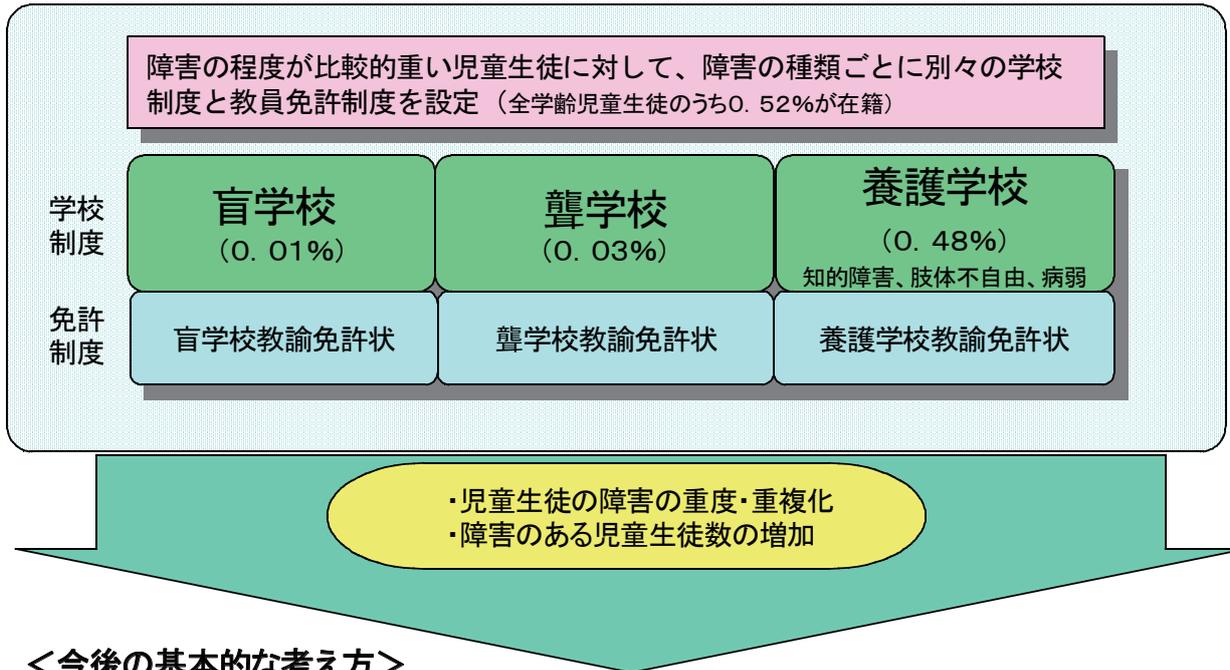
### ① 校内体制の整備

効果的、効率的な活動が担えるよう、校内組織を整備する必要があります。学校全体の組織として機能していくことが重要であり、センター的機能のための分掌や組織（例えば「地域支援部」など）を設けて校内の組織体制を明確にすることが望まれます。

### ② 関係機関等との連携

関係機関及び特別支援学校間での適切な連携が行われることも重要です。関係機関としては、特別支援学校、小・中学校等のほか、児童福祉施設、保健所、医療機関、就労施設

## <現 状>



## <今後の基本的な考え方>

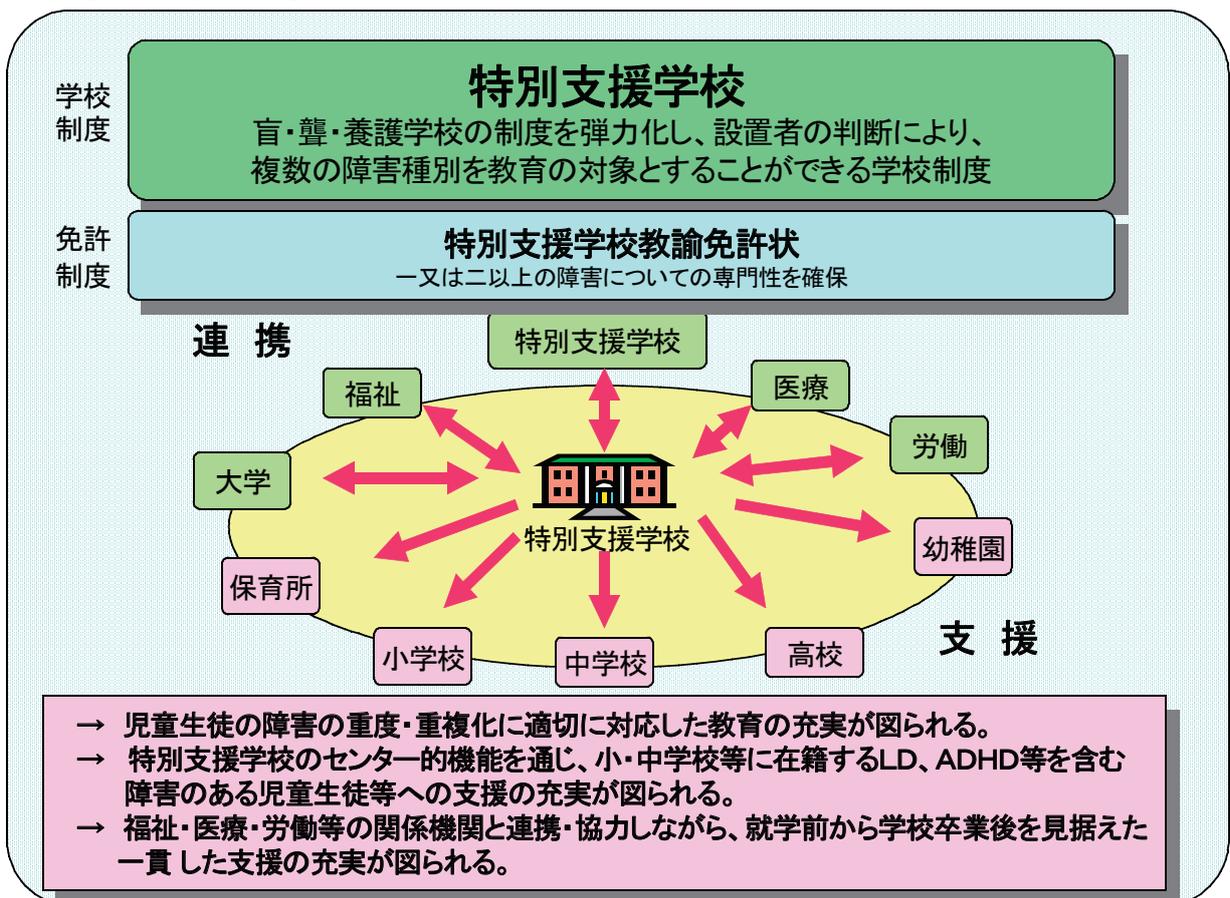


図1 盲・聾・養護学校から特別支援学校へ(制度の弾力化) (文部科学省作成資料より)

などありますが、教育的支援という観点から考えると、特別支援学校が支援地域の中核となってネットワークを構築することが大切です。

### ③ 地域のニーズの把握

保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等が求めるニーズの把握を適切に行うことが大切です。

### ④ 専門性の充実

教員の専門性として、早期からの教育相談をはじめ多様な相談に対応できる能力、様々な障害への理解と指導技術、障害者福祉や障害者雇用の考え方や制度の理解等がますます重要になります。また、小・中学校等に向けて、LD・ADHD・高機能自閉症等の障害のこと、実態把握の進め方、指導方法、個別の教育支援計画の策定にかかる助言などが必要になってきます。

## 3 小・中学校等における特別支援教育

### (1) 小・中学校等における特別支援教育の概要

特別支援教育とは、「障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである」とされています。小・中学校のみならず高等学校や幼稚園等においても、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な対応を行っていくために、特別支援教育を推進していく必要があります。

小・中学校では、これまで、主として特殊学級及び通級による指導において、障害のある児童生徒へのきめ細かな教育が行われてきました。しかし、現在、小・中学校の通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒に対する指導及び支援が喫緊の課題となっています。そのため、これまでの特殊教育の対象となっていた幼児児童生徒に加え、これらの幼児児童生徒に対しても、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められています。

このような状況を踏まえ、平成18年6月に学校教育法が改正され、第75条第1項に「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園においては、次項各号のいずれかに該当する児童、生徒及び幼児その他教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。」と規定され、小学校・中学校のみならず高等学校や幼稚園等においても、在籍する特別な支援を必要とする幼児児童生徒への適切な教育を行うことが明示されました。

小・中学校等における特別支援教育を推進する上で、重要な点をまとめると以下のようになります。

#### ア LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒への対応

「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（平成15年3月）では、通常の学級に在籍しているLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒に対する指導及び支援を行うための小・中学校の体制整備の在り方について提言を行っています。これを受けて、文部科学

省は、「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」を平成16年1月に公表しました。また、平成15年度から、全都道府県教育委員会に対する委嘱事業を通じて、特別支援教育推進協議会、校内委員会、専門家チームの設置、特別支援教育コーディネーターの養成、巡回相談の実施などを内容とする教育委員会や小・中学校における特別支援教育の推進体制の整備を行ってきました。この事業は、平成17年度からは高等学校や幼稚園も対象とした「特別支援教育体制推進事業」とし、厚生労働省の「発達障害者支援体制整備事業」と連携協同して実施されています。さらに、平成19年度から、新たに教員養成大学等の学生を学生支援員として活用し、LD・ADHD・高機能自閉症等を含めた障害のある児童生徒等に対する支援を実施する「特別支援教育支援員」を配置するための地方財政措置を行うこととし、平成19年度は2万1千人相当、平成20年度には全公立小中学校数に相当する3万人相当の経費を措置することとしています。

また、文部科学省では平成19年度から、新たに発達障害者の早期発見・早期支援について実践的に研究する「発達障害早期総合モデル支援事業」、高等学校における発達障害のある生徒に対して、具体的な支援の在り方についてモデル的な研究を行う「高等学校における発達障害モデル事業」を行うこととしています。

LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒に対しては、個別的・弾力的な指導及び支援が重要であるため、通常の学級における教員の適切な配慮、ティーム・ティーチングの活用、個別指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等とともに、必要に応じて特別の場における指導及び支援を受けられる体制を整備していく必要があります。

## イ 交流及び共同学習の推進

平成16年の障害者基本法の一部改正により、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならないことが規定されました。小・中学校等においては、これまでも交流教育の取組が行われてきましたが、交流及び共同学習として、より一層の充実を図っていく必要があります。

## ウ 学校全体としての取組の推進

小・中学校における障害のある児童生徒の教育は、これまでは、主として特殊学級及び通級による指導によって行われてきました。しかし、今後は、特別支援学級及び通級による指導の担当教員だけでなく、学校全体の課題として取り組んでいく必要があります。

## エ 関係機関との連携の推進と体制の整備

今後、特別支援学校をはじめとする関係機関との連携協力を、積極的に推進していく必要があります。また、通常の学級も含め、小・中学校等の教育活動全体において特別支援教育の推進が図られるように、教育委員会や学校における特別支援教育の推進体制の整備を行っていく必要があります。さらに、教員、児童生徒、保護者への研修や広報活動等を通じた普及啓発を積極的に推進する必要があります。

# 特別支援教育体制推進事業(19年度)

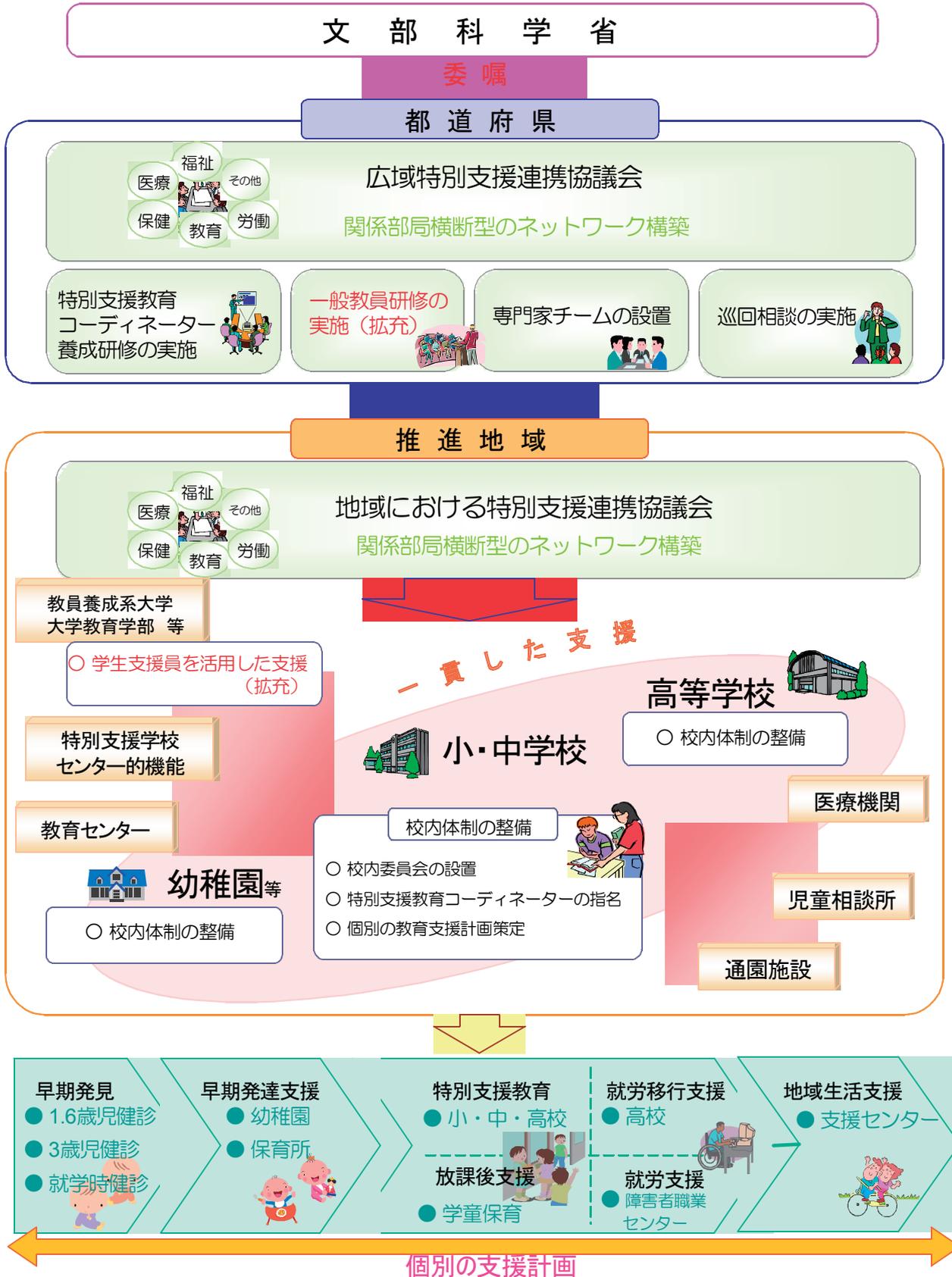


図2 特別支援教育体制推進事業(文部科学省作成資料より)

## (2) 特別支援学級における教育

### ア 特別支援学級の法的な位置付け

特別支援学級は、障害のある児童生徒を対象とする学級であり、平成18年の学校教育法の改正で「特殊学級」から名称が改められました。学校教育法第75条第2項には、「小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。」と規定し、その対象として知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障害のある者で特別支援学級において教育を行うことが適当なものとしています。その他としてはこれまで言語障害、情緒障害の学級が設けられてきています。

### イ 特別支援学級の教育課程

特別支援学級の教育課程については、学校教育法施行規則第73条の19において、「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第24条第1項、第24条の2及び第25条の規定並びに第53条から第54条の2までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」と規定されています。

この規定により、特別支援学級において特別な教育課程を編成して教育を行う場合であっても、特別支援学級は小・中学校に設置された学級であるため、学校教育法に定める小学校及び中学校の目的・目標を達成するものである必要があります。そして、特別の教育課程を編成する場合には、児童生徒の障害の状態等に応じて、特別支援学校の小学部・中学部学習指導要領を参考にして、教育課程を編成する必要があります。

### ウ 教科用図書

特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合に、いわゆる検定教科書を使用することが適当でない場合には、特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができることとされています（学校教育法第107条及び学校教育法施行規則第73条の20）。

### エ 教職員間の連携

小学校及び中学校の学習指導要領では、「特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。」（小学校学習指導要領第1章総則第5の2の（6）、中学校学習指導要領第1章総則第6の2の（7））としており、障害のある児童生徒への効果的な指導を行うために、積極的に教職員間の連携を図る必要があります。

### オ 交流及び共同学習の促進と担当教員の活用

平成17年12月の「答申」では、「障害者基本法において、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を積極的に進める旨が規定されたことも踏まえ、特殊学級を担当する教員と通常の学級を担当する教員の連携の下で、特殊学級に在籍する児童生徒が

通常の学級で学ぶ機会が適切に設けられることを一層促進するとともに、その際の教育内容の充実に努めるべきである。」としています。これまでも、交流教育の取組が実施されてきましたが、今後は、「交流及び共同学習」として、特別支援学級に在籍する児童生徒が通常の学級で学ぶ機会を、より一層積極的に設定していく必要があります。

また、「小・中学校において障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援が効果的に行われるようにするため、特殊学級を担当する教員の一層の活用を進めることが必要である。」としています。すなわち、今後、特別支援学級の担当教員には、通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒への指導及び支援も含め、これまで以上に、特別支援教育に関する重要な役割を担うことが期待されているということが出来ます。

### (3) 通級による指導

#### ア 通級による指導の制度化の経緯

平成4年3月に、文部省の「通級学級に関する調査研究協力者会議」は、「通級による指導に関する充実方策について（審議のまとめ）」を公表し、通級による指導の制度化に関する提言を行いました。これを受けて、平成5年1月に、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」と「学校教育法施行規則第73条の21第1項の規定による特別の教育課程について定める件」（平成5年文部省告示第7号）が告示され、平成5年4月から施行されました。

その後、平成17年12月の「答申」で、「通級による指導については、指導時間数及び対象となる障害が限定されており、特別支援教育を推進する観点から、より弾力的な対応ができるようにする必要がある」との提言がありました。

これを受け、平成18年3月に学校教育法施行規則と告示の一部改正が行われ、情緒障害者の分類を整理し「自閉症者」が独立して規定されるとともに、新たにLD、ADHDの児童生徒が対象とされ、また、指導時間数についても弾力化されました。

#### イ 通級による指導に関する法的な位置付け

通級による指導とは、小学校又は中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、障害に応じた特別の指導を特別の指導の場で行う指導形態です（学校教育法施行規則第73条の21及び同施行規則第73条の22）。

特別の指導については、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に規定する自立活動の目標や内容を参考にして指導することになります。また、特に必要がある場合には、これに加えて、児童生徒の障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための指導を行うことが出来るようになっています。

通級による指導の時間数については、自立活動及び教科指導の補充を併せて、年間35単位時間（週1単位時間）から年間280単位時間（週8単位時間）までが標準として示されています。また、LD及びADHDの児童生徒の指導時間数については、月1単位時間程度でも指導上の効果が期待できる場合もあることから、年間10単位時間（月1単位時間）から年間

280単位時間までが標準として示されています。

通級による指導の対象となるのは、学校教育法施行規則第73条の21第1項各号のいずれかに該当する児童生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）であり、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者（LD）、注意欠陥多動性障害者（ADHD）、その他障害のある者で特別の教育課程による教育を行うことが適当なものとされています。

#### ウ 通級による指導の教育課程

通級による指導を行う場合には、例えば、小学校の場合学校教育法施行規則第24条第1項、第24条の2及び第25条の規定にかかわらず特別の教育課程によることができ、上記の特別の指導を、小学校、中学校の教育課程に加え又はその一部に替えることができるとされています（学校教育法施行規則第73条の21、平成5年文部省告示第7号）。

#### エ 他校で指導を受ける場合

児童生徒が在籍校以外の小学校、中学校又は特別支援学校の小学部、中学部において特別の指導を受ける場合には、児童生徒の在籍校の校長は、他校で受けた指導を、特別の教育課程に係る授業とみなすことができます（学校教育法施行規則第73条の22）。児童生徒が他校で指導を受ける場合には、児童生徒の在籍校の校長は、特別の指導を行う学校の校長と十分協議して、教育課程を編成する必要があります。

#### オ 教職員間の連携

通級による指導においても、特別支援学級と同様に障害のある児童生徒への効果的な指導を行うために、積極的に教職員間の連携を図る必要があります。

### 4 特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育を推進する上で、すべての学校において、教職員全体が特別支援教育を理解し、校内の協力体制を構築するとともに学校外の関係機関と連携協力することが不可欠です。特別支援学校には、専門性のある教員が配置され障害に対応した施設・設備があり、教育活動のほとんどは学校内の工夫で実施されることが多いと考えられます。しかし、医療機関や福祉機関との連携協力、学校外の専門家の非常勤講師としての活用など、児童生徒のニーズに応じた教育を常に展開していくための柔軟な体制づくりが求められています。一方、小・中学校においては、学校独自の対応には限界があります。特別支援学校や医療・福祉機関との連携協力が一層重要となります。また、特別支援学校は、地域の特別支援教育のセンター的機能を有することも求められており、関係機関間の連絡調整が特に重要です。

このため、「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」及び「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」では、学校内及び関係機関や保護者との連絡調整役としてのコーディネーター的な役割を担う者を特別支援教育コーディネーターとして校務分掌に明確に位置付け指名することを求めています。具体的には、各学校において、障害のある児童生徒の

発達や障害全般に関する一般的な知識がありかつカウンセリングマインドのある者を特別支援教育コーディネーターに指名することになります。

特別支援教育コーディネーターの役割は、大別すれば次のようになります。

- ①保護者や関係機関に対する学校の窓口
- ②学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整

## 5 個別の教育支援計画と個別の指導計画

### (1) 個別の教育支援計画

個別の教育支援計画は、平成15年3月に公表された特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議の最終報告において、多様なニーズに適切に対応する仕組みとして提言されました。この最終報告では、個別の教育支援計画の目的について、「障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うこと」としています。そして、この教育的支援には、「教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組が必要であり、関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保すること」が必要であるとしています。

この個別の教育支援計画の対象は、「障害のある幼児や児童生徒で、特別な教育的支援の必要なもの」としており、作成担当機関については、「就学段階においては、盲・聾・養護学校又は小・中学校、若しくは高等学校が中心となって作成する」としています。

また、個別の教育支援計画の内容としては、次のような内容が含まれるとしています。

- ① 特別な教育的ニーズの内容
- ② 適切な教育的支援の目標と内容
- ③ 教育的支援を行う者・機関

さらに、個別の教育支援計画の作成は、作成担当機関が以下の手順で行うこととしています。

- ① 障害のある児童生徒の実態把握
- ② 実態に即した指導目標の設定
- ③ 具体的な教育的支援内容の明確化
- ④ 評価

このように、個別の教育支援計画は、障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズに対応した一貫性のある的確な教育的支援を行っていく上で、重要な役割を果たすものであるということが出来ます。

### (2) 個別の指導計画

学習指導要領では、自立活動の指導及び重複障害の児童生徒の指導について、個別の指導計画を作成することとしており、盲・聾・養護学校や特殊学級では、個別の指導計画の作成とそれに基づく指導が行われてきました。また、自立活動だけでなく、すべての領域・教科の指導について、個別の指導計画を作成している盲・聾・養護学校もみられるようになってきました。

個別の指導計画は、一人一人の教育的ニーズに対応して指導の目標、内容、方法等を明確にし、学校でのきめ細かな指導を行うためのものです。また、個別の指導計画は、指導チームにおいて指導計画を共通理解する上でも重要な役割を果たすものです。個別の指導計画は、年間又は学期ごとの期間について作成されている場合が多く、通知表と関係付けた取組を行っている学校もみられます。

個別の指導計画と個別の教育支援計画との関係については、特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議の最終報告において、「個別の指導計画は、乳幼児から学校卒業後までを通じて長期的な視点で作成される「個別の教育支援計画」を踏まえ、より具体的な指導の内容を盛り込んだものとして作成される」としています。

今後は、個別の教育支援計画と個別の指導計画が十分に関連付けられ、整合性のあるものとして作成されることが求められます。そして、個別の教育支援計画と個別の指導計画を踏まえて、一人一人の幼児児童生徒の多様なニーズに対応した指導及び支援を一層充実していく必要があります。

## II 教育課程の編成の基本

### 1 教育課程編成の基本的な考え方

#### (1) 教育課程の意義

教育課程は教育目標の達成のために意図的に教育内容を組織し、配列した学校全体の教育計画であり、各学校において編成されることになっています。学習指導要領の総則に示されているとおり、各学校においては幼児児童生徒の人間としての調和のとれた育成を目指し、その障害の状態及び発達段階や特性等並びに地域や学校の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成することになっています。しかし、学校の責任だけで教育課程が編成されるわけではありません。以下に示すよう、教育基本法をはじめ学校教育法、学校教育法施行規則、学習指導要領、また公立学校においては都道府県教育委員会及び市町村教育委員会の基準や指導・助言に従う必要があります（図3）。

教育課程の基準としての学習指導要領は、文部科学省令である学校教育法施行規則の委任によって定められた文部科学省告示です。この学習指導要領は、学校教育の公の性質を保持し、内容に関し一定の基準を持つもので、地域、学校、教師間の格差をなくす重要な働きを持っています。

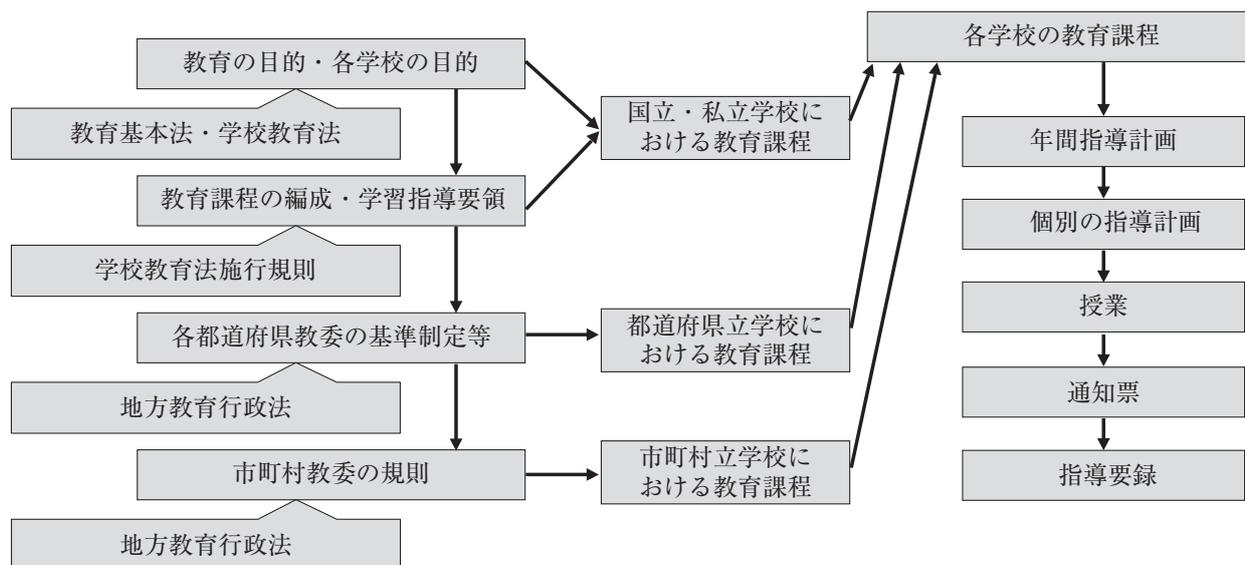


図3 教育課程編成の流れ

#### (2) 教育課程に関する法制

我が国の学校制度は、学校教育の目的や目標、教育課程について、法令で種々の規定が設けられています。

##### ア 教育基本法

教育基本法は、我が国の教育に関する根本的・基礎的な法律で、現行の法律は平成18年12月22日に公布・施行されました。この法律に規定する諸条件を実施するため、必要な法令が制定されることとなります（教育基本法第18条）。また、障害のある者が十分な教育を受け

られるよう、教育上必要な支援を講ずべきことが新たに規定されました（教育基本法第4条第2項）。

## イ 学校教育法

学校教育法は教育課程の根幹である学校教育の制度を定めている法律です。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教科等については、それぞれの学校の目的・目標等に従って文部科学大臣が定めることになっており、特別支援学校についても「小学部及び中学部の教科、高等部の学科及び教科又は幼稚部の保育内容は、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園に準じて、文部科学大臣が、これを定める。」となっています（学校教育法第73条）。

## ウ 学校教育法施行規則

学校教育法の規定に基づいて、文部科学大臣は、学校教育法施行規則において、特別支援学校の教育課程について、その基本的な要素である各教科等の種類や教育課程編成の特例を定めています（学校教育法施行規則第73条の7～9及び11～13）。また、特別支援学校の教育課程については、この学校教育法施行規則に定められたもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部及び高等部の学習指導要領によるものとする定めています（学校教育法施行規則第73条の10）。

## エ 学習指導要領

学習指導要領は、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等における教科等の目標及び内容等について、学校教育法施行規則の規定に基づき、文部科学省告示という形式で定められたものです（なお、幼稚園、特別支援学校幼稚部については教育要領が定められています）。この学習指導要領は、特別支援学校における教育について一定の基準を確保するために国が定めた教育課程の基準であり、各学校の教育課程の編成・実施に当たって従うべきものです。学習指導要領に示された教科等の目標や内容等は中核的な事項にとどめられています。この基準の大綱化、弾力化によって、各学校は、児童生徒や学校の実態等に応じて、創意工夫を生かした教育を展開することが可能となっています。

## オ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

以上のほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会は、学校の教育課程に関する事務を管理、執行し（第23条第5項）、法令及び条例に違反しない限度において教育課程について必要な教育委員会規則を定めるものとする（第33条第1項）とされています。この規定に基づき、都道府県、市町村の教育委員会が教育課程について規則等を設けている場合、公立学校は教育課程の編成に当たり、その規則等に従う必要があります。

## 2 教育課程編成の手順

### （1）特別支援学校における教育課程編成の考え方

学校における教育課程は、各学校における教育の基本計画であり、その編成に当たっては、それぞれの学校の教育の理念や教育に対する基本姿勢を全教職員で共通理解し、学校全体の組織として取り組む必要があります。

特別支援教育の理念の実現を目指す特別支援学校においては、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、これまで各障害種別に積み重ねてきた専門性を一層発展させるとともに、専門性の総合化を図り、一人一人の教育的ニーズに対応する適切な指導を支える教育課程編成の工夫が期待されます。

したがって、このような教育課程の編成を進めていくためには、各学校の教育理念の明確化、教育課程編成のための組織運営の工夫、幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた弾力的な指導計画の作成等の観点を重視し、検討していくことが必要になると考えられます。

## (2) 教育課程編成の手順

盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領（平成11年3月）解説－総則等編－において、教育課程編成の手順の例が示されています。

- ① 教育課程の編成における学校の基本方針を明確にする。
- ② 教育課程の編成のための具体的な組織と日程を決める。
- ③ 教育課程の編成のための事前の研究や調査をする。
- ④ 学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める。
- ⑤ 教育課程を編成する。

学校の基本方針を明確にするためには、特別支援教育の理念や各学校の教育課題、各地域における特別支援学校への期待などに関して全教職員で共通理解を図り、校長のリーダーシップのもと具体化していくことが大切です。この際、幼児児童生徒の実態や教育的ニーズの状況、変化の激しい地域社会の状況、学校に対する保護者や地域のニーズなどに関する情報収集や分析が重要となります。

各学校における具体的な教育課程編成の手続きは、学校における教育の基本方針に沿いつつ教職員の共通理解を深めながら効果的に進めていく必要があります。このため、教育課程編成のための組織づくりにおいては、教員一人一人が担う教育課程編成のための役割を明確にし、個々の役割が有機的につながっていくような教育課程編成組織を工夫することが大切であると考えられます。

教育課程編成の基本は、学校の教育目標の実現を目指して指導内容を選択、組織し、適切な授業時数を定めることにありますが、幼児児童生徒の障害の多様化や地域社会の変化等に応じて、教育課程は常に改善されていくべきものであるととらえることが必要です。このことから考えると、教育課程の編成、改善のためには、授業及び指導計画の評価・改善に関する資料を年間を通じて蓄積し、分析・検討していくことが大切です。

例えば、日常の教育活動のきめ細かい記録や、指導計画の改善案などは、教育課程の改善資料として重要なものであり、全校で共通理解を図るべき事項として整理することが大切です。また、日常の教育活動を通して得られる保護者のニーズや地域の人々及び関係諸機関からの学校に対する要望、期待などについても、学級、学年、学部単位で整理し、学校全体で共有する

ことが重要です。このためには、保護者や地域の人々、関係諸機関に対して、学校の基本方針や教育活動に関する分かりやすい説明と、このような機会の確保が必要になります。

また、教育課程の改善は、短期的に取り組む必要のある事項や長期的に取り組む必要のある事項などに整理するとともに、校内での改善事項や、地域、関係機関と協力して行う改善事項など、課題を組織的に整理し、教育課程の改善計画を立てて取り組むことが大切です。

このように、教育課程の編成、改善の取組を日常的なワークとしてとらえ、年間を通した評価・改善及び学校全体による組織的な営みとして、学校経営に位置付けていくことが大切です。

### **(3) 学校の教育目標の設定**

学校の教育目標は、教育基本法や学校教育法、学校教育法施行規則、学習指導要領、教育委員会の規則、方針等に沿って、学校の様々な教育活動を通して達成又は実現を目指す、学校全体としての教育のねらいといえます。学校の教育目標の設定においては、上記(2)で述べた幼児児童生徒の教育的ニーズや、学校に対する保護者や地域のニーズなどを十分踏まえることが必要となります。

一般に、学校の教育目標の設定に当たっては、「生きる力」を、例えば知識、技術、態度、意欲、情操、健康、体力などの観点で分析し設定される場合が多くみられます。したがって、目標として設定されるねらいが、学校教育の諸活動とどのように関連するのかについて具体化することが大切です。この場合、小学部、中学部、高等部における各学部の教育方針との関連や小学部、中学部、高等部のつながりなどの視点から具体化することが重要であり、このことを通して、全教職員が学校の教育目標に対する共通理解を深め、一貫性、系統性のある教育課程編成に結び付いていくもの考えられます。

また、学校の教育目標は、保護者や地域の人々に対して学校としての教育の基本姿勢を示すキーワードでもあり、分かりやすく具体性のある目標の設定は、保護者や地域社会の理解を得るためにも重要であると考えられます。

## **3 教育課程の評価と改善**

学校の裁量が拡大し、その主体性が重視される中で、各学校においては、学校の教育目標を実現するために、学校の教育課程の編成とその実施が適切であったかについて評価し、教育課程の編成等を工夫・改善していくことが求められています。この教育課程の評価及び改善は、学校評価の核となる取組であり、教育の質を保障し向上させる上で重要なもので、その評価改善の手続きを確立することが大切です。

### **(1) 教育課程の評価－観点と方法－**

教育課程の評価は、各学校の教育目標に照らして行うものであり、その評価の対象や評価の観点、評価の方法について、関係者で共通に理解する必要があります。その前提として特別支援教育における教育課程の基本的な考え方や編成の手順について理解しておかなければなりません。

## ア 評価の対象

その対象は、教育課程のすべてにわたるものであって、教育課程の編成・実施の状況、各教科等の指導計画とその評価、個別の指導計画とその評価、指導内容・方法等が含まれます。

## イ 評価の観点

学習指導要領の解説には、学習指導要領第1章総則に示された事項に加え、次の観点が重要であるとされています。「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン（平成18年3月、文部科学省）」を基にした各学校の学校評価の評価項目に関して、これらの観点がどのように含まれているかを確認し、児童生徒の実態や地域の実態等を踏まえて、具体的な評価の項目を作成する必要があります。

- ① 学習指導要領をはじめとする国及び教育委員会の示す指針の趣旨が十分生かされ、そこに示された基準が満たされているか。
- ② 学校の教育目標が、学校の教育活動全体を通じて十分追求され、成果を上げているか。
- ③ 児童生徒の実態と適合するよう教育課程が編成、実施されているか。
- ④ 教職員や施設・設備等の諸条件と適合するよう教育課程が編成、実施されているか。
- ⑤ 保護者や地域社会の期待にこたえ得る教育課程となっているか。
- ⑥ 児童福祉施設、医療機関等との連携が十分図られているか。

## ウ 評価の方法

学習指導要領の解説には次の点を留意するようにとされています。

- ① 全教職員の共通理解を図り、適切な評価の組織の下で協力して組織的に進めること。
- ② 教育課程の評価を学校の年間計画の中に位置付けるなどして計画的に進めること。
- ③ できるだけ多面的で継続的な評価による客観的な評価となるようにすること。
- ④ 児童生徒の学習への取組の姿や変容の状況、学習の成果など、多様な評価資料を基に、教育活動の状況を把握すること。

教育課程の実施状況の評価、各教科等の指導計画の評価に関する基礎資料は、個別の指導計画における評価等になると考えられます。個別の指導計画において設定された目標がどのように達成されたかを適切に把握することが大切になります。

また、学校評価と同じように教育課程の評価においても、いつ、どのように評価するかを明確とし、学校による自己評価、第三者が行う外部評価を導入したり、児童生徒や保護者からの意見や要望、アンケート結果を活用したりすることも重要です。

## (2) 教育課程の改善

教育課程の評価は、教育課程の編成・実施の改善を図り、学校の教育活動を充実させ、その質を高めることを目的として実施されます。したがって、評価の結果をその改善のためにどのような方法で生かしていくか、その改善策を計画することが重要になります。

## ア 改善の対象

その対象は、教育課程や指導計画のすべてにわたるものであって、教育課程の編成・実施方法、各教科等の指導計画、個別の指導計画、指導内容・方法等が含まれます。

## イ 改善の観点

評価の結果として、評価が低かった観点を重視し、その改善を検討します。すべての観点に対応する場合もありますが、学校の教育目標を再確認し、それぞれの観点到優先順位をつけることも大切になります。

また、児童生徒の実態や地域の特性等を踏まえつつ、学校の教育目標を見直すことに伴い、新たな観点が加わる場合は、それを実現するための計画を加えることが必要になります。

## ウ 改善の方法

教育課程の改善の方法として、学習指導要領の解説を手がかりとすると、次の手順が一般的と考えられます。

- ① それぞれの対象について評価の基礎となる資料を収集し、検討する。
- ② 改善の観点を選択し、取りあげた問題点に関連することがらを検討し、その原因と背景を明らかにする。
- ③ 問題点が解決する方向や手段を明らかとし、教育課程に反映させ、実施する。

教育課程の評価及び改善は、そのマネジメント・サイクルの評価・改善に該当し、それが次の編成・実施に生かされることが重要です。教育課程編成においても規制緩和に伴い、各学校の自律と責任が重視されています。学習指導要領をはじめとした教育課程の法令を踏まえ、教育課程を効率よく編成、実施、評価、改善するのは、各学校の経営責任として、より求められてきます。

教育課程を評価する上では、第三者評価や保護者等の評価も重要ですが、その基本は教師一人一人の個別の指導計画や授業等の評価です。したがって教育課程のマネジメントは、校長や教務主任だけでなく、すべての教師がチームとなって学校全体で取り組む重要な課題という自覚が重要になります。

## 4 教育課程の編成と配慮事項

### (1) 特別支援学校における教育課程の編成

特別支援学校の教育課程については、後述のとおり、平成17年12月に中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会に特別支援教育専門部会が設けられ、特別支援学校等における学習指導要領の改善等について検討が行われています。

そこでここでは、これまでの盲・聾・養護学校で取り組まれてきた教育課程の編成と配慮事項について述べます。

## 1) 盲学校における教育課程の編成

### ア 視覚障害に応じた教育課程編成

盲学校においては、保有する視機能を最大限に活用するとともに、触覚や聴覚等、視覚に代わる感覚を有効に活用することを十分に踏まえて指導することで、点字等を主とした「盲教育」と、文字の拡大等に配慮した「弱視教育」が行われています。

盲学校の教育課程は、各教科、道徳（小・中学部）、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間によって編成されています。このうち、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間は、小学校、中学校又は高等学校に準じていますが、盲学校における教育課程の基準の違いは、大きく次の三点に集約されます。

- ① 教育課程の編成領域に「自立活動」が位置付けられている。
- ② 重複障害者に対する様々な特例規定が設けられている。
- ③ 独自に目標や内容を持ついくつかの教科（理療科等）が設定されている。

### イ 教育課程編成における配慮事項

指導計画の作成や実施における全般的な配慮事項としては、以下の諸点に留意して指導する必要があります。

- ① 児童生徒の実態やニーズを的確に把握するとともに、保有する感覚を最大限に活用し、予測と確かめの力を育成すること。
- ② 視覚障害の状態等によって学習の困難を伴う内容については、基本事項の理解や導入段階の指導に重点を置くなど、指導内容の精選と配列を工夫すること。
- ③ 学習の基礎となる能力を自立活動の指導において重点的に指導するとともに、各教科と自立活動との関連性を個別の指導計画等で具体的に示すこと。
- ④ 各教科等の指導に当たっては、視覚を含め、他の感覚も有効に活用し、体験的な活動を重視するとともに、児童生徒の自主的、自発的に学習が促されるよう工夫すること。

## 2) 聾学校における教育課程の編成

聴覚に障害がある場合、音や音声言語の受容の困難性、言語概念の形成の困難性、言葉による意志疎通の困難性などの状況が生じます。このため、補聴器等を用いての聴覚の活用をはじめ、全感覚を通して言語習得を図りつつ、年齢に即した生活経験・学習を重ねることが大切になります。

聾学校の教育課程の編成に当たっては、一人一人の聴力の程度や失聴時期等を考慮して、言語の習得に注意を払いつつ、知的、情緒的、社会的発達を促し、個々のニーズに対応するように教育課程を編成することが大切です。また、教育課程は、幼稚部、小学部、中学部及び高等部の各部の間に系統性を保つように編成される必要があります。以下に、幼稚部及び小学部、中学部、高等部の教育課程編成の配慮事項について述べます。

### ア 幼稚部の教育課程編成の配慮事項

- ① 一人一人の幼児について、その幼児の障害に基づく日常生活等における困難性を明

らかにして、どのような目標を立てて指導するのが望ましいかを検討することが必要です。

- ② 幼児期は個人差が著しいため、一人一人の発達段階を明確にして、発達の見直しを検討し、幼稚部における目標や課題の共通化を図ることが大切です。
- ③ 幼稚部教育要領に示された五つの目標が、総合的に指導され達成されるようにするとともに、一人一人の幼児の障害の状態に応じて、自立活動に重点を置いた指導を行うように配慮することが大切です。

## イ 小学部、中学部、高等部の教育課程編成の配慮事項

### ① 各教科の指導

小学部、中学部、高等部では、それぞれ小学校、中学校、高等学校と同様の教科で教育課程が編成されます。各教科の指導においては、常に言語を用いる能力や態度を養うなど、聴覚障害への特別な配慮が必要となります。また、自立活動では、言語習得や言語概念の形成の基礎的・基本的な能力や態度を養うことに重点が置かれていますが、各教科と自立活動を密接に関連させることが大切です。

### ② 道徳・特別活動

道徳教育においては、教師と児童生徒及び児童生徒相互の人間関係を深めるとともに、発達段階（年齢）に応じて、自己概念についての意識を高めるよう配慮することが大切です。また、特別活動においては、学年合同の活動を取り入れるなどして、少人数からくる種々の制約を解決し、活発な集団活動が行われるようにし、活動の種類や時期、実施方法などを適切に定める必要があります。

### ③ 総合的な学習の時間

学部により学習内容が変化しますが、教科における学習の状況などを踏まえた上で学習内容を組織し、総合的な学習の時間の評価の方法を工夫する必要があります。

### ④ 自立活動

言語指導、聴覚学習、コミュニケーションの指導が中心となりますが、発達段階や個々のねらいに応じて、自立活動の時間を週時程のどこに、どのように設定するかについての工夫が必要となります。

## 3) 知的障害養護学校における教育課程の編成

知的障害養護学校では、幼児児童生徒の障害の状態や発達段階を踏まえて、日常生活や社会生活の技能や習慣を身に付けるなど、望ましい社会参加のための知識、技能及び態度を養うことに重点を置いた教育課程が編成されています。

教育課程の編成に当たっては、知的障害のある幼児児童生徒の学習上の特性、つまり、学習にとって得た知識や技術が断片的になりやすく実際の生活に応用されにくい、成功経験や生活経験等が少なくなりがちであるため、主体的に活動に取り組む意欲が育ちにくい、抽象的な内容より、実際の・具体的な内容の指導が効果的である、などの特性を理解する必要があります。

その上で、幼児児童生徒一人一人の障害の状態や発達段階を的確に把握し、地域の特色を踏まえて、自立し、社会参加するための[生きる力]を具体化し、必要となる指導内容を適切に選択・組織するとともに、实际的、体験的な活動を通して幼児児童生徒が主体的に学習活動に取り組めるよう指導計画を作成することが必要となります。

## ア 知的障害者を教育する養護学校の各教科

盲学校、聾学校、養護学校学習指導要領には、知的障害のある児童生徒が自立し社会参加するために必要な知識や技術、態度などを身に付けるために、障害の状態や学習上の特性を踏まえた「各教科」が独自に示されており、教育課程の編成に当たっては、この各教科の目標、内容について理解する必要があります。

知的障害者を教育する養護学校の各教科は以下のようになっています。

表2 知的障害者を教育する養護学校の各教科の構成と履修

小学部	生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育の6教科で構成。第1学年から第6学年を通して履修する。
中学部	必修教科は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭の8教科で構成。選択教科は、外国語のほか、その他特に必要な教科があり、各学校の判断によって必要に応じて設ける。
高等部	普通教科では、必修教科として、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭の9教科で構成。必要に応じて設けることができる教科として、外国語、情報がある。また、専門教科として、家政、農業、工業、流通・サービスの4教科がある。学校設定教科として普通教科、専門教科に示された以外の教科を独自に設定することができる。

各教科の内容については、児童生徒の障害の状態や発達の段階が多様であることから、小学部が3段階、中学部は1段階、高等部は2段階で示されています。したがって、児童生徒の実態に応じて適切な段階の内容を選択し、具体化して、指導計画を作成する必要があります。

## イ 知的障害のある児童生徒の学習上の特性を踏まえた指導の形態

知的障害養護学校の教育課程を編成するに当たっては、各教科、領域の目標、内容を知的障害の学習上の特性を踏まえ、实际的・体験的な活動を通して、現実の生活に生きる力となるように効果的に指導を行う必要があります。

このため、知的障害養護学校では、教科別・領域別の指導、領域・教科を合わせた指導などの指導の形態を発達段階に応じて工夫し、特色ある教育課程が編成されています。

### ① 教科別・領域別の指導

教科別の指導においては、一人一人の児童生徒の知的発達の段階や障害の状態等に関する実態把握に基づいて、興味・関心、学習状況、生活経験等を十分に考慮し、取り扱う内容を個別的に選択・組織することが必要です。また、学習活動に生活的なねらいをもたせ、

児童生徒の実態に応じて、生活に即した活動を段階的に指導することが大切です。

領域別の指導においては、教科別の指導や領域・教科を合わせた指導との関連を図り、障害に基づく種々の困難を改善する意欲の向上、生活経験の拡大、社会生活への参加などの観点から活動内容、方法を工夫することが大切です。特に、自立活動については、顕著な発達の遅れや特に配慮を要する様々な状態を的確に把握し、具体的な目標、内容を設定して、学校教育全体を通じて指導を行うことが大切です。

#### ② 領域・教科を合わせた指導

知的障害教育では、生活に結び付いた実際的で具体的な活動を学習活動の中心にすえ、実際的な状況下で指導することを通して、学習に主体的に取り組む力を育てることを重視します。知的障害養護学校では、このための効果的な指導として領域・教科を合わせた指導が教育課程編成の中心に位置付けられています。

領域・教科を合わせた指導の例としては、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などが実践されています。

### ウ 職業教育の充実

知的障害養護学校では、卒業後の社会生活を踏まえて、働く意欲や職業に関する知識や技術、態度などを育てる指導を重視する必要があります。このため、教育課程編成においては、発達が進むにつれて作業学習を中心とした学習を重視し、産業現場等での実習など、実際的な経験を広げ、将来の職業生活に必要な知識、技術、態度を育てていく指導が大切です。

### エ 自閉症のある幼児児童生徒の特性を踏まえた教育課程編成の工夫

国立特殊教育総合研究所が平成16年度に実施した全国調査によると、知的障害養護学校に在籍する幼児児童生徒の約30%が自閉症、又は自閉症の疑いのある幼児児童生徒であることが明らかになりました。教育課程の編成に当たっては、自閉症の特性に関する共通理解を深め、個々の特性に応じた自立活動の指導内容、方法を一人一人に応じて具体化し、学習したことが生活に般化できるように指導計画を作成するよう工夫することが大切です。

### 4) 肢体不自由養護学校における教育課程の編成

肢体不自由養護学校においては、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、幼稚部、小学部、中学部及び高等部を通じ、幼児児童生徒の障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことを目標としています。この目標を達成するために教育課程は、各教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間（高等部にあっては、各教科・科目、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間）によって編成されています。

近年、肢体不自由養護学校に在学する児童生徒の起因疾患で最も多いのは脳性まひを中心とする脳原性疾患であり、肢体不自由のほか、知的障害、言語障害等の他の障害を一つ又は二つ以上併せ有している重複障害者が多く在籍しています。このようなことから、教育課程の編成に当たっては、学習指導要領に示されている重複障害者等の特例を適用するなど多様

な教育課程の編成が必要となります

肢体不自由養護学校では以下に示すように、おおむね四つの教育課程を編成する学校が多くなっていますが、一人一人の児童生徒に適切な教育を行う視点から、教育課程の改善・充実を図ることが必要です。

#### ア 小学校・中学校・高等学校の各教科を中心とした教育課程

この教育課程は、肢体不自由単一の障害のある児童生徒や肢体不自由と病弱の重複障害の児童生徒などで、小学校、中学校、高等学校の学年相応の各教科等の内容及び自立活動等の内容によって編成されています。ただし、各教科の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができます。(盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領《以下、「小・中学部学習指導要領」》第1章第2節第5の1、盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領《以下、「高等部学習指導要領」》第1章第2節第6款の1) 例えば、肢体不自由の児童生徒については、「体育」の内容のうち器械運動などの学習の一部が困難又は不可能な場合は、当該児童生徒に、この内容を履修させなくてもよいという趣旨です。

#### イ 小学校・中学校・高等学校の下学年(下学部)の各教科を中心とした教育課程

障害の状態により児童生徒が属する当該学年の教科の学習が困難な場合、小・中学部学習指導要領、高等部学習指導要領に示されている特例に基づき、各教科の目標・内容の一部を取り扱わないこととしたり、当該学年より下の学年(学部)の目標・内容により編成するものです。これに加え自立活動等の内容を学びます。例えば、小学部5年生の児童の場合は、小学部4年生以下の学年を指します。また、中学部の生徒に対して、その実態に応じて小学部の各教科の指導が行えることを示しています。

#### ウ 知的障害養護学校の各教科を中心とした教育課程

知的障害を併せ有する児童生徒が在籍している場合に、これらの児童生徒の実態に応じた弾力的な教育課程の編成ができます。例えば、肢体不自由に加えて知的障害も併せ有する児童生徒を対象に、知的障害養護学校の各教科の目標及び内容の一部によって編成されるもので、小・中学部学習指導要領の第1章第2節第5の2の(1)、及び高等部学習指導要領の第1章第2節第6款の2の(1)に基づくものです。これに加え自立活動等の内容を学びます。なお、小学部の児童については、総合的な学習の時間を設けないこともできます。

#### エ 自立活動を主とした教育課程

この教育課程は、一般的には肢体不自由の程度及び知的障害の程度共に重度で、各教科の学習が著しく困難なため、自立活動の内容を主として学習する方が適切であると考えられる場合であり、小・中学部学習指導要領の第1章第2節第5の2の(2)、及び高等部学習指導要領の第1章第2節第6款の2の(2)に基づくものです。

自立活動を主とする教育課程では、各教科、道徳、若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導

を行うことができます。この場合、図2にあるようなパターンが考えられ、参考になります。全授業時数の何%を自立活動が占めていれば「自立活動を主とする教育課程」と呼べますか、という質問が時々あります。「主とする」のですから、一般的には、総授業時数の半分以上を超える程度の時数を自立活動に充てると考えられますが、時間の長さで決めるのではなく、児童生徒の必要性に応じて編成されることが必要です。自立活動のみで児童生徒の学習内容をすべて網羅できるものではありません。他の教科や領域で取り扱う内容を含めて授業を展開することになります。

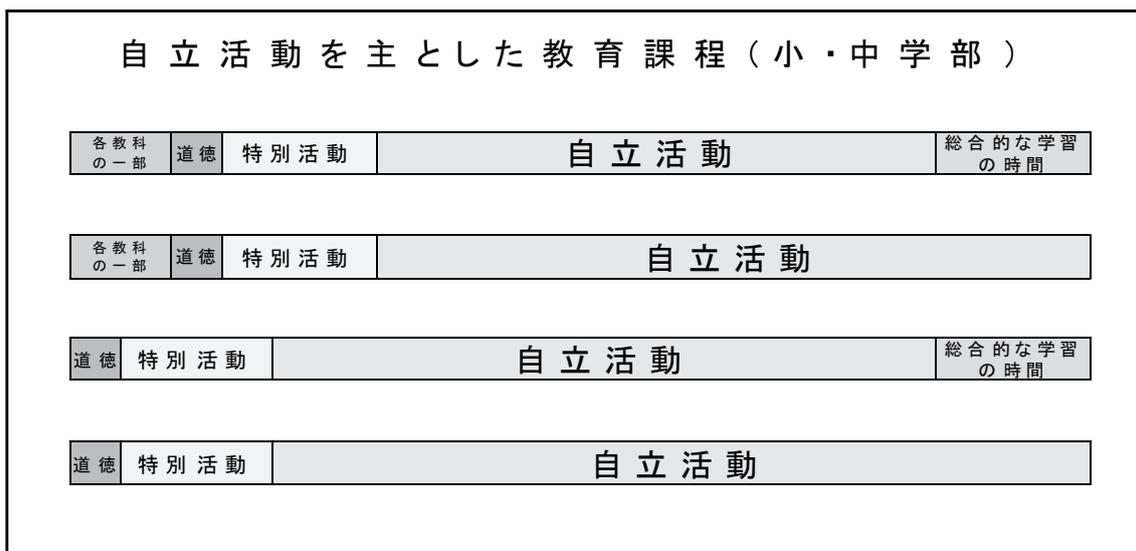


図4 自立活動を主とした教育課程のパターン

### 5) 病弱養護学校における教育課程の編成

病弱養護学校では、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校又は準ずる教育課程を編成することになります。また、学習指導要領の重複障害者等に関する特例により、児童生徒の実態に応じた弾力的に教育課程を編成することができます。現在、病弱養護学校では、次に示すような複数の教育課程が編成されています。

- ① 小学校、中学校、高等学校の各教科の各学年の目標・内容等に準じて編成・実施する教育課程
- ② 小学校、中学校、高等学校の各教科の各学年の目標及び内容を当該学年（学部）よりも下学年（下学部）のものに替えて編成・実施する教育課程
- ③ 小学校、中学校、高等学校の各教科又は各教科の目標及び内容に関する事項の一部を知的障害養護学校の各教科又は各教科の目標及び内容の一部に替えて編成・実施する教育課程
- ④ 各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科に替えて自立活動を主として編成・実施する教育課程

なお、家庭、病院又は施設等を訪問して教育する場合の教育課程は、上記①～④のいずれかによることとなります。

病弱養護学校に在籍する多くの幼児児童生徒には、病気の治療や生活規制等によって、授

業時数の制約、身体活動の制限や直接経験の不足などがみられます。そこで、基礎的・基本的な学習内容を精選することはもちろんのこと、授業時数、指導形態等に工夫を加え、一人一人の学習の状況、病気の症状等に合わせた指導計画の作成が求められます。また、健康状態の改善に関する内容の指導については、自立活動の時間における指導だけではなく、学校生活全体を通して適切な指導計画を作成することが大切です。学習活動が負担加重になり、病気の状態や健康状態の悪化をきたすことのないよう、病気の特徴や個々の病状等を十分考慮することも必要です。病気等により、身体活動の制限があったり、療養のため病室から出たりすることができない幼児児童生徒には、教材・教具の工夫やコンピュータ等の情報機器を活用して可能な限り学習ができるような工夫が求められます。高等部においては、療養中の生徒及び障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒について、各教科・科目の一部を通信によって教育を行うことができます。この場合、1単位当たりの添削指導、面接指導の回数、試験の実施等については、生徒の実態に応じて弾力的に扱うことができます。

日々の教育活動を行う場合、病弱教育の対象となる幼児児童生徒は、その疾患や障害の状態が多様であるため、学校の教育課程を柔軟に運用して個別の指導計画を立案することが教師に求められます。このことを実現するためには、学習指導要領、学校の教育課程、個別の教育支援計画、個別の指導計画を有機的なつながりをもたせることが不可欠となります。

## 6) 重複障害者を対象とした教育課程の編成

### ア 重複障害とは

「重複障害者」とは、「当該学校に就学することとなった障害以外に他の障害を併せ有する児童又は生徒」（盲・聾・養護学校小学部・中学部学習指導要領総則第2節第5の2、盲・聾・養護学校高等部学習指導要領総則第2節第6款）であり、「他の障害」とは、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由及び病弱について、原則的には学校教育法施行令第22条の3において規定している程度の障害を指しています。しかし、実際の指導に当たっては、必ずしもこれに限定される必要はなく、言語障害や情緒障害などを併せ有する場合も含めて考えてよいことになっています。

### イ 重複障害者の多様な教育の場

重複障害者に対する教育形態として、

- ① 盲・聾・養護学校において、重複障害学級を設けて教育を行う形態
- ② 盲・聾・養護学校において、単一の障害者といっしょに教育を行う形態
- ③ 家庭や施設、病院等へ教員を派遣して教育を行う訪問教育の形態があります。

### ウ 重複障害者の教育課程編成と個別の指導計画

#### (ア) 重複障害者の教育課程編成上の特例等

重複障害のある児童生徒と一言でいっても、運動障害、感覚障害、知的障害、行動障害などが複雑に絡み合い、一人一人の障害の程度や状態は異なっています。

そこで、重複障害のある児童生徒の教育課程を編成する時には、重複障害者等に関する特例を考慮して教育課程を編成する必要があります。重複障害者等の特例には、学校教育法施行規則に規定されているものと、学習指導要領に示されているものがあります。

① 学校教育法施行規則で規定されている特例

学校教育法施行規則には、重複障害のある児童生徒を教育する場合の特例等として、次のような規定があり、具体的には、以下のような内容となっています。

「合科的な授業に関する特例（第73条の11第1項）」では、重複障害者の授業について、各教科又は各教科に属する科目の全部又は一部について、特に必要がある場合は、合わせて授業を行うことができるとしています。

「領域を合わせた授業に関する特例（第73条の11第2項）」では、養護学校（小学部・中学部・高等部）で知的障害者を教育する場合と盲学校、聾学校、養護学校（以下、盲・聾・養護学校）の小学部、中学部、高等部（以下、小・中・高）で、重複障害者を教育する場合には、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について合わせて授業を行うことができるとしています。

「特別の教育課程に関する特例（第73条の12第1項）」では、盲・聾・養護学校（小・中・高）で、重複障害者を教育する場合と教員を派遣して教育を行う場合に特別の教育課程によることができるとしています。

② 学習指導要領で示されている特例

学習指導要領では、重複障害者等に関する特例として、「学習が困難な児童生徒に関する特例（小・中第1章第2節第5の1、高第1章第2節第6款の1）」と「重複障害者に関する特例（小・中第1章第2節第5の2、高第1章第2節第6款の2）」が示されています。

「学習が困難な児童生徒に関する特例」では、障害の状態により、例えば、当該学年の各教科の学習が困難な児童生徒に対し、その実態に応じて、弾力的な教育課程を編成することができるが示されています。具体的には、以下の4項目です。

i) 各教科の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができること。

これは、例えば、肢体不自由のある児童生徒について、「体育」の内容のうち器械運動などの学習の一部が困難又は不可能な場合、当該児童生徒にこの内容を履修させなくともよいという趣旨です。

ii) 各教科の各学年の目標及び内容の全部又は一部を、当該学年の前各学年の目標及び内容の全部又は一部によって、替えることができること。

これは、例えば、小学部6年生の児童の場合は、小学部5年生以下の学年を指し、「社会」や「理科」の目標及び内容を「生活」の目標及び内容に替えて指導することも可能であるということです。

iii) 中学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部を、当該各教科に相当する小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部によって、替えることができること。

これは、中学部の生徒に対して、その実態に応じて小学部の各教科の指導が行える

ことを示しています。したがって、中学部の「数学」の目標及び内容に関する事項を、小学部の「算数」の目標及び内容に関する事項に替えることができます。

iv) 幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができること。

これは、小学部の児童又は中学部の生徒に対し、特に必要がある場合は、幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができることとしています。

なお、これらの規定は、重複障害者のみの特例ではないことに留意する必要があります。

「重複障害者に関する特例」では、「知的障害を併せ有する児童生徒の場合」と「重複障害者のうち、学習が著しく困難な児童生徒の場合」の特例が示されており、具体的には、次のような内容が示されています。

i) 「知的障害を併せ有する児童生徒の場合」

盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校（小・中・高）の各教科や各教科・科目を、知的障害者を教育する養護学校の各教科によって替えることができると示されています。

また、盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校（小・中・高）の各教科や各教科・科目の目標及び内容に関する事項の一部を、知的障害者を教育する養護学校の各教科の目標及び内容の一部によって替えることができると示されています。

ii) 「重複障害者のうち、学習が著しく困難な児童生徒の場合」

各教科・科目、特別活動、道徳の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わず、自立活動を主として指導を行うことができると示されています。

また、各教科・科目の目標及び内容の全部又は総合的な学習の時間に替えて、主として自立活動の指導を行うこともできると示されています。なお、道徳、特別活動については、その目標及び内容の全部を替えることができないことに留意する必要があります。

このほか、「訪問教育に関する特例（小・中第1章第2節第5の3、高第1章第2節第6款の3）」や「療養中及び訪問教育の通信により教育を行う場合の特例（高第1章第2節第6款の4）」が示されていることに留意する必要があります。

#### (イ) 重複障害者等の授業時数について

重複障害者や療養中の児童生徒、訪問教育を受けている児童生徒についての授業時数は、特に必要がある時は、実情に応じた授業時数を適切に定めることができます。この場合は、児童生徒の実態を的確に把握し、医療上の規制や生活上の規制等も考慮して、どのような教育課程を編成するのが最も望ましいのかについて総合的に検討する必要があります。

#### (ウ) 個別の指導計画の作成について

重複障害者の指導に当たっては、「個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し個別の指導

計画を作成すること」(小・中第1章第2節第7の1(5)、高第1章第2節第4款の3(3))とされています。重複障害のある児童生徒は、一人一人の障害の状態が多様で、発達の諸側面も異なっています。したがって、一人一人に応じた指導を充実させるための個別の指導計画を立て、適切な指導を実施していく必要があります。

個別の指導計画の作成に当たっては、①児童生徒一人一人に応じた実態把握を行い、見いだされた課題をまとめ、個別の指導目標を設定します。②指導内容を適切に構成し、指導方法を創意工夫します。③実際の指導を行います。④指導に対して評価を行います。⑤評価をもとに、次の指導目標を設定します。

重複障害のある児童生徒は、その実態が極めて多様です。聴覚障害に知的障害を併せ有していたり、肢体不自由に視覚障害と知的障害を併せ有していることもあります。したがって、個々の児童生徒の障害の状態や発達段階、特性等を考慮しながら、児童生徒に最も適した学習活動を創意工夫していくことがとても大切です。

## 7) 教員を派遣して教育を行う場合(訪問教育)の教育課程の編成

障害のために盲学校、聾学校、養護学校に通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対しては、養護学校等の教員が家庭、児童福祉施設、医療機関等を訪問して教育を行うことができます。小・中学部では昭和54年度から訪問教育が実施されています。高等部についても、高等部への進学ニーズの向上に対応するため、平成9年度より試行的に実施され、平成12年度から本格実施されています。

訪問教育の教育課程の編成は、障害の状態により学習が困難な児童生徒や重複障害のある児童生徒の教育課程の編成と同様に行うことができます。そして、合科的な授業や領域を合わせた授業を行うことによって、より一層の効果の上がる授業の工夫が求められます。

授業時数については、児童生徒の障害の状況や学習環境の実情に応じて、各学年の年間総授業時数の枠内で適宜配当することができます。特に高等部の全課程の修了の認定は、校長が、生徒の学習の成果を評価しそれに基づいて行うこととなっています。

また、高等部の療養中の生徒及び訪問教育の生徒について、各教科・科目の一部を通信により教育を行うことができます。この場合、1単位あたりの添削指導、面接指導の回数、試験の実施等については、生徒の実態に応じて適切に定めることができます。なお、知的障害者を教育する養護学校においては、単位制ではないので、通信により教育を行うこととなった各教科の一部の授業時数に相当する添削指導及び面接指導の回数等については、生徒の実態に応じて適切に定めることとなります。

訪問教育において給与される教科用図書は、検定教科書、文部科学省著作教科書、一般図書(いわゆる107条本)のいずれかとなります。

## (2) 小・中学校における教育課程の編成

### ア) 特別支援学級における教育課程の編成

特別支援学級は、比較的軽度の障害がある児童生徒を対象として小・中学校に設置された少人数の学級です。特別支援学級における教育課程の編成に当たっては、法令上の規定では、

小学校又は中学校の学習指導要領に基づいて編成されることとなりますが、児童生徒の特性に応じた適切な教育を行うために、特に必要がある場合には、盲学校、聾学校及び養護学校の小・中学部の学習指導要領を参考にして特別の教育課程を編成することができるとされています。

特別支援学級の教育課程の例として、各教科及び道徳、特別活動、自立活動、総合的な学習の時間による編成が上げられます。学校教育法施行規則第73条の11では、盲学校、聾学校及び養護学校において特に必要がある場合は、各教科及び各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができるとされており、特に知的障害のある児童生徒を教育する場合において必要があるときは、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができるとされています。知的障害の特別支援学級では、教科別、領域別の指導ではなく、指導の形態として「領域・教科を合わせた指導」が効果的な場合があります。「領域・教科を合わせた指導」とは、「日常生活の指導」、「遊びの指導」、「生活単元学習」、「作業学習」等のことをいいます。

また、特別支援学級の教育課程については、通常の学級との交流及び共同学習の位置付けについても編成上、整理していくことが望まれます。

#### イ) 通級による指導における教育課程の編成

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒について、各教科等の指導は通常の学級で受けながら、障害に応じた特別の指導を特別の指導の場で受けることになるため、通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成することができるとされています。

障害に応じた特別の指導については、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導（自立活動）及び、特に必要な場合に障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を行います。通級による指導において自立活動の指導を行う場合は、盲学校、聾学校及び養護学校の小・中学部の学習指導要領を参考として実施することとされています。

#### ウ) 通常の学級における指導上の配慮

小・中学校の学習指導要領では、障害のある児童生徒については、その実態に応じ、指導内容や指導方法を工夫することとされています。例えば、弱視の児童生徒の体育科のボール運動や理科等の観察・実験、難聴や言語障害の児童生徒の国語や音楽科の指導、肢体不自由の児童生徒の体育科や家庭科の実技・実習等については、個別的な配慮が必要です。必要に応じて、個別指導や小集団指導、ティーム・ティーチングによる指導等の指導形態も工夫します。

## Ⅲ 今後の特別支援学校等における教育課程編成の在り方

### 1 教育課程の基準の改善に関する検討の経緯

平成17年12月の中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」では、特別支援学校の教育課程について、特別支援学校においては、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した効果的かつ弾力的な教育課程の編成が期待されるとし、特別支援学校の教育課程の在り方等について、引き続き検討を行うことが適当であるとしました。

これを受け、平成17年12月に中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会に、特別支援教育専門部会（以下、「専門部会」という。）が設けられ、特別支援学校や幼稚園、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育に係る学習指導要領の改善等について検討が進められることになりました。

専門部会においては、主な検討事項例として、次の7点が示されました。

- ① 社会の変化や児童生徒等の障害の重度・重複化や多様化等に対応した教育課程の改善
- ② 特別支援学校における効果的かつ弾力的な教育課程編成
- ③ 特別支援学校が地域の小・中学校等への支援などを行うセンター的機能の在り方
- ④ 一人一人のニーズに応じた指導を推進するための「個別の指導計画」、関係機関との連携を図るための「個別の教育支援計画」の在り方
- ⑤ 障害のある児童生徒等の自立と社会参加を促進する観点からの職業教育等の充実
- ⑥ 小・中学校等において、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障害のある児童生徒等への指導の充実
- ⑦ 障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等との交流及び共同学習の推進

専門部会では、これらの課題について精力的に審議を進めており、平成19年1月までに10回の会議を開催しています。

### 2 特別支援学校制度の開始に向けた学習指導要領等の改訂

前述のとおり、専門部会では特別支援学校等の学習指導要領の改善等についての検討が進められていますが、平成19年4月からは特別支援学校の制度が開始されます。このため、新しい学習指導要領等が告示され、実施されるまでの間は、これまでの盲・聾・養護学校学習指導要領を特別支援学校の制度に合わせた形で必要な改訂を行い、実施されることとなります。この改訂は平成19年3月に行われ、その主な内容は以下のとおりとなっています。

- ① 盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領（教育要領）を特別支援学校学習指導要領（教育要領）に改めたこと。
- ② 重複障害者に関する規定を「当該学校に就学することとなった障害以外に他」から「複数の種類」に改めたこと。
- ③ 小学校・中学校学習指導要領において、「特殊学級」を「特別支援学級」に改めたこと。

### 3 専門部会における検討状況

前記1のとおり、専門部会では平成19年1月までに10回の審議が行われ、この間、平成18年9月には、親部会である教育課程部会にそれまでの審議の状況を踏まえた改善の方向性等について報告が行われました。その後、専門部会では、教育課程部会での意見等も踏まえ、大きく次の6点について議論が進められており、具体的な改善の方向性として以下のような点が示されています。

#### (1) 社会の変化、幼児児童生徒の障害の重度・重複化や多様化等への対応

##### ① 自立活動

- 自立活動の内容について、自閉症、LD、ADHD等も含む多様な障害に対応した適切な指導を一層充実させるため、例えば、他の人とのかかわり、他の人の意図や感情の理解などに関する内容を内容の項目に盛り込むとともに、現行の5区分に加え、新たな区分を設け、それぞれの区分と項目の関連を整理する。
- 指導計画の作成の手順が理解されやすい示し方とするとともに、幼児児童生徒が活動しやすいよう、自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人々の支援を求めたりするような指導についても配慮する。

##### ② 重複障害者等の指導

- 個別の指導計画作成に当たっては、実態把握に基づき、的確な指導目標・内容を設定するとともに、授業を評価し、指導の改善に生かすことを明確にする。
- 訪問教育については、指導の一層の充実を図るため、例えば情報機器等を活用した指導を工夫するなど、指導内容・方法等の工夫・改善を図る。

##### ③ 知的障害者を教育する場合の教科

- 各教科の内容について、社会の変化や児童生徒の実態を踏まえた見直しを行うとともに、表記の仕方を工夫する。
- 高等部卒業後の就労の状況も踏まえ、例えば、新たな専門教科として「福祉」を新設する方向で検討する。

##### ④ 職業教育や進路指導

- 職業に関する教科については、現場実習等の体験的な学習を一層重視することを明確にするとともに、企業関係者など外部の専門家を積極的に活用することを進める。
- 障害の状態により、卒業後直ちに就労が困難な生徒に対し、福祉施設等との連携を図った支援策を進める。

##### ⑤ ICFの視点

- ICF（国際生活機能分類）の考え方を踏まえ、自立と社会参加を目指した指導の一層の充実を図る観点から、例えば、幼児児童生徒の的確な実態把握、関係機関との効果的な連携、環境への配慮などについて検討する。

##### ⑥ 指導方法等の改善

- 一人一人の実態に応じた効果的な指導を進めるため、情報機器等の積極的な活用、授業形態や学習集団の構成の工夫などの必要性を明確にする。

## (2) 特別支援学校のセンター的機能への対応

- 小・中学校等の要請により、障害のある児童生徒等又は教員に対し、必要な助言、援助を行うこと、関係機関と連携して早期支援にも努めること、校内体制を整備すること、他の特別支援学校や小・中学校等との連携を図ることなど地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう改善を図ることを検討する。

## (3) 「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の在り方

- ① 特別支援学校における位置付け
  - 家庭や福祉、保健、労働などの関係機関等と緊密な連携を図り、適切な支援を行うための計画の策定や活用を図ることを明確にする。
  - 自立活動及び重複障害者の指導に加え、各教科等においても、例えば配慮事項を記載するなど、それぞれの指導の特性に応じた個別の指導計画を作成する必要があることを示す。
- ② 小・中学校等における位置付け
  - 小・中学校等においても、必要に応じて、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し活用するなど障害のある児童生徒等に対する指導の充実方策について検討する。
- ③ 保護者等との連携
  - 個別の教育支援計画の策定・活用に当たっては、保護者や本人の意見などを踏まえ、家庭との連携を図った取組を一層進めることを検討する。

## (4) 小・中学校等におけるLD等を含めた児童生徒等への指導の充実

- ① 特別支援学級及び通級による指導に係る教育課程
  - 小・中学校の学習指導要領や解説書等において、特別支援学級及び通級による指導に係る特別の教育課程の編成に当たっては、例えば、特別支援学校学習指導要領に定める事項を取り入れた教育課程を編成することができることなど、教育課程編成の仕方を明示することなどを検討する。
- ② 通常の学級における指導の充実
  - 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒等に対し、必要に応じて、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成、特別支援学校及び特別支援学級における指導方法を参考とした指導を行うことなど、個々の障害に応じて必要な配慮が適切に行われるようにすることを検討する。
  - 障害のない児童生徒等に対し、障害のある児童生徒等に対する理解を深めるなどの指導を充実することを検討する。
- ③ 幼児教育及び後期中等教育段階における指導の充実
  - 幼稚園段階及び高等学校における障害の状態に応じた指導の充実方策について、更に検討する
- ④ 特別支援学校のセンター的機能の活用
  - 小・中・高等学校等において特別支援学校のセンター的機能の活用を図ること、その

ための校内体制の整備に努めることなどについて検討する。

#### (5) 障害のある幼児児童生徒等と障害のない幼児児童生徒等の交流及び共同学習の一層の推進

- 交流及び共同学習については、双方の幼児児童生徒等の教育的なニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期からの組織的、計画的、継続的に実施することなど、一層効果的な実施に向けた取組を明確にすることなどを検討する。

#### (6) 教員の専門性の向上

- 教育課程の基準の改善に関連し、特別支援教育担当教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状の取得の促進、国や都道府県等における研修の充実などの施策を一層推進する。また、すべての教員の特別支援教育に対する理解と一定程度の専門性を定着させるため、教員養成段階における特別支援教育に関する内容の充実を図ることなどの施策を推進する。

このように、専門部会では、特別支援学校制度への転換や小・中学校等に特別支援教育が位置付けられたことなど、新たな制度の趣旨を生かした教育を行う観点から、特別支援学校における教育とともに、小・中学校等における特別支援教育の充実に向けた教育課程の基準の在り方等について検討を進めています。学習指導要領の改訂・実施の時期は決まっていますが、現段階で検討が進められている事項のうち、例えば、特別支援学校としてのセンター的機能の充実や交流及び共同学習の一層の推進などは、学習指導要領の改訂を待たずにも実施できるものです。

各学校においては、中央教育審議会における審議の状況等について注視するとともに、実施可能なものについては、特別支援教育の充実に向けて積極的な取組を進めることが期待されています。

#### 参考文献・引用文献

- 1) 中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」  
平成17年12月
- 2) 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」  
平成15年3月
- 3) 21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議「21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～（最終報告）」  
平成13年1月
- 4) 文部科学省「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」  
平成16年1月
- 5) 通級学級に関する調査研究協力者会議「通級による指導に関する充実方策について（審議のまとめ）」  
平成4年3月
- 6) 文部科学省「就学指導資料」  
平成14年6月
- 7) 文部省「盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領（平成11年3月）解説－総則等編－（幼稚園部・小学部・中学部・高等部）」  
平成12年3月

- 8) 文部省「盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領（平成11年3月）解説－各教科、道徳、特別活動編－（幼稚部・小学部・中学部・高等部）」 平成12年3月
- 9) 文部省「盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領（平成11年3月）解説－自立活動編－（幼稚部・小学部・中学部・高等部）」 平成12年3月
- 10) 文部科学省「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」 平成18年3月
- 11) 全国特殊学校長会「地域・家庭・学校のためのよく分かる「個別の教育支援計画」Q&A改訂版－保護者の質問に答えて－」 平成17年6月
- 12) 全国特殊学校長会「「個別の教育支援計画」策定・実施・評価の実際」 平成18年6月